

鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口減でも持続的で活力ある地域をつくるために、結婚や出産を機会とした若年者のIJUターンを促進するための奨励金を交付する市町村を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第3欄に掲げる者に対して奨励金を交付する同表の第1欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる経費の額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。なお、同表の第4欄に定める額（以下「限度額」という。）を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、本補助金の交付申請は、毎年4月10日までに行わなければならない。

ただし、年度途中で当該事業を開始しようとする場合は、事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村は、第3条第1項に規定する奨励金（以下単に「奨励金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「奨励対象者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	奨励対象者
	交付決定	奨励金交付の決定
	補助事業等	奨励金交付事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村が定める
	対象事業	奨励金交付事業
	様式第3号による	市町村が定める
補助金等及び間接県費補助金等	奨励金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、市町村が行う対象事業のうち次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、奨励金交付事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、奨励金交付事業ごとに次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 奨励金交付事業に係る前条第1項に定める変更
- (2) 奨励金交付事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、奨励対象者に対して指示をし、又は奨励対象者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日。
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第11条 市町村は、奨励金交付事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の奨励金を、遅滞なく奨励対象者に支払わなくてはならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 事業実施 主体	2 補助対象経費	3 奨励対象者	4 補助率・ 限度額
市町村	<p>県外から県内市町村に新たに転入した世帯に交付する奨励金。</p> <p>【適用要件】</p> <p>(1) 当該市町村に継続して3年以上定住する意思があることを確認すること。</p> <p>(2) 世帯員全員が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(3) 転入後、3年未満に奨励対象者が県外へ転出した場合は、県補助額・市町村負担分ともに返還させること。県内の他市町村へ転出した場合は、市町村負担額のみ返還させること。</p> <p>(4) 県が、本件補助事業に係る情報発信やアンケート等を実施する場合は、奨励対象者に協力を求めること。</p>	<p>県外から県内市町村に新たに転入した世帯であって、次の各号を全て満たしている者とする。</p> <p>(1) 申請日の前2か月以内に世帯2人以上で当該市町村に住民登録をした世帯。</p> <p>(2) 当該市町村への転入日において、世帯員のいずれか（子を除く）が満39歳以下であること。</p> <p>(3) 世帯員のうち、県内市町村に居住したことがある者がいる場合、当該者が県外に転出後、1年以上経過していること。</p> <p>(4) 転勤、研修等による転入でなく、当該市町村に継続して3年以上定住する意思があること。</p> <p>(5) 申請時において、以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚をして10年以内であること。 ・ 妊娠中であること。 ・ 世帯内に高等学校入学前の子がいること。（同居又は近居していること） 	市町村交付額の2分の1、1世帯あたり100千円を上限とする。

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援奨励金事業
収支予算（決算）書

1 収 入 (単位：千円)

区 分	予算額 (又は決算額)	備考（積算等）
本補助金		
市町村費		
そ の 他		
合 計		

2 支 出（事業費内訳） (単位：千円)

区 分	予算額 (又は決算額)	備考（積算等）
合 計		

(注) 収支予算書として提出する場合、事業に係る予算の概要が分かる資料を添付すること。

様

職 氏 名



年度鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 とする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金交付要綱（令和2年4月1日付第20200001635号鳥取県交流人口拡大本部長通知）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。